

平成20年度定期監査に対する意見

独立行政法人通則法第19条第4項及び第5項の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構の平成20年度財務諸表、事業報告書及び決算報告書を監査した結果、正確妥当であることを認めます。

平成21年6月26日

独立行政法人国立文化財機構監事 雪山 行二 ㊞

独立行政法人国立文化財機構監事 篠原 啓慶 ㊞